

生分解性マルチ導入支援事業Q & A

令和8年3月

環境農業推進課

Question	Answer
<p>問 実施要領第4の2で規定された、生分解性マルチの購入と圃場への展張が年度をまたいで行われることが一般的である農作物の作型とは、具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>年度明けの4月上旬までに定植する作型で、年度内3月までに購入する必要があるといった、やむを得ない事情がある場合を想定しています。4月中下旬の定植分は翌年度の事業を御活用ください。詳細はお問い合わせください。</p>